

第 66 回審査会（平成 30 年 2 月 9 日）

13 時 6 分 開会

【 1 開 会】

事務局 定刻前ではありますが委員の皆様もお揃いですので、川崎委員長よろしくお願ひいたします。

委員長 皆様、こんにちは。
本日の審査会につきましては、審査会委員 5 名に対し、全員ご出席いただいておりますので、加古川市情報公開・個人情報保護審査会条例施行規則第 2 条第 2 項に規定する定足数を満たしております。
ただいまより、第 66 回加古川市情報公開・個人情報保護審査会を開会いたします。
本日は、2 議題となっておりますので、会の進行にご協力をよろしくお願いいたします。

【 2 議 題】

《（１）加古川市避難行動要支援者名簿情報の提供に関する条例の制定について（報告）》

委員長 それでは、議題（１）「加古川市避難行動要支援者名簿情報の提供に関する条例の制定について（報告）」に入ります。
事務局より説明願ひます。

事務局 加古川市個人情報保護条例第 8 条の規定により、個人情報の実施機関以外のものへの提供はしてはならないこととなっております。
災害対策基本法の規定に基づき作成している「避難行動要支援者名簿」については、従前は、個人情報保護条例第 8 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、本人の同意がある場合のみ例外的に提供をしていましたが、このたび、「本人から明確な不同意の意思表示がなされないときは同意したものと見なし、提供する」旨の条例を制定することとしています。
この条例制定に基づく外部提供については、個人情報保護条例第 8 条第 1 項第 2 号の「法令又は法令の規定による指示があるとき」の外部提供の例外規定に基づくものであるため、諮問ではなく、報告をさせていただくものです。
それでは、所管課の危機管理室より報告させますので、職員を入室させます。

（危機管理室職員入室及び自己紹介）

委員長 それでは、説明願います。

危機管理室 （別紙資料に基づき説明）

委員長 ありがとうございました。
委員の皆様より質問等はございますか。

委員 2点質問があるのですが、1点目は、平成30年1月22日までに行われたパブリックコメントの結果はどのようなものだったのですか。つまり、何らかの意見が寄せられたのか、それともなかったのか。意見が寄せられたのなら、それに対してどのような対策をとることになったのかについてです。2点目は、資料1ページの2(2)の名簿情報の取扱いに関する事で、「名簿情報の漏えい防止のために必要かつ適切な措置を講ずる」とありますが、具体的にどういう措置を予定しておられるのか、あるいは、すでに現在とられている措置をそのまま引き続き行うということなのかについてです。

危機管理室 まず、パブリックコメントにつきましては、市民の皆様から2件のご意見をいただいております。1件が防災の取組に関する提言といたしまして、条例の趣旨には賛同するという事以外に、災害時に協力ができる人材が少ない現状での避難の在り方や情報伝達などの提言がありました。もう1件が個人情報の取扱いといたしまして、町内会に個人情報の取扱いが周知されていないのではないかというようなご意見がありました。そのご意見につきましては、条例に名簿情報の管理状況の報告や検査、漏えい防止の措置、利用の制限等を記載するほかに、名簿情報の適切な取扱いに関するマニュアルを作成し、町内会に配布して、個人情報の適正な管理の確保に努めていく旨の回答をしています。

2点目のご質問の情報漏えいの防護措置につきましては、現在、加古川市避難行動要支援者支援指針で情報漏えいに関する防護措置といたしまして、守秘義務の厳守、名簿の施錠可能な場所での保管、名簿の必要以上の複製の禁止、名簿の取扱者の限定、登録の廃止等の理由により不要となった名簿の適正な処分を定めておりますので、引き続き守っていただくというふうに考えています。

委員長 その他特にございませんか。
特にないようでしたら、所管課の皆さんには退出願います。

（危機管理室職員退室）

《（２）諮問第 41 号にかかる審査について》

以下、加古川市情報公開・個人情報保護審査会審査要領第 11 条第 1 項の規定に基づき、議事の日程、項目その他議事の概要を記した要点筆記とする。

①答申案審議（13 時 20 分～13 時 43 分）

- ・ 前回審査会での審議内容に基づき作成された答申案について審議を行った。
- ・ 本日の審議の内容を踏まえ、答申の修正を行い、今後はメール連絡等により答申を確定していくことを確認した。

【３ その他】

委員長 それでは、次に、「その他」についてですが、何かございますか。

（各委員特になし）

委員長 事務局の方はどうですか。

事務局 加古川市情報公開・個人情報保護審査会要領第 11 条の規定により、委員の承認を得て会議録を確定することとなっております。事前に送付いたしました前回の第 65 回審査会会議録案について、会議録としてご承認いただけますか。

（修正等はなく、各委員承認）

事務局 会議録をご承認いただきましたので、会議録の確定及び公開事務を進めさせていただきます。

委員長 それでは、本日の審査会はこれにて閉会といたします。お疲れさまでした。

13 時 46 分 閉会

※会議録については、要点筆記としています。